【条例制定の事例】

CASE STUDY

京都府精華町

精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

精華町では、3000㎡以上の盛土については京都府の条例に基づき指導してきた。しかし、大規模な土砂の堆積事案に関して問題が発生し、土砂等の規制が急務となる中、3000㎡未満の不適正な土砂等についても規制することを目的とし、「精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を制定した。

1 はじめに

精華町は、京都府の南西端にあり、近畿圏のほぼ中心、神奈備丘陵を臨む木津川流域に位置しており、万葉の時代から続く歴史と文化の積み重ねがあります。

また、本町では、自然と共生しながら美しい田園風景が守り続けられる一方、関西文化学術研究都市（学研都市）の中心地として、各種最先端の研究施設などが立地するほか、新たな商業施設も含めた都市建設が進み、人口減少社会にあっても、都市として成長を続けています。

今後も、先人が築いてきた開発と保全の調和のとれたまちづくりを継承し、持続可能な自立都市として発展させ、本町の将来像である「人がつながり夢を叶える学研都市精華町」の実現を目指しています。

2 条例制定の背景について

近年、建設工事から排出される土砂、いわゆる「残土」について、廃棄物が混在した不法投棄や不適切な残土の堆積による生活環境への被害が懸念されています。精華町では土砂等による土地の埋立て、盛土及び土砂等の堆積については、これまで規制する条例などがなく、事業面積が３０００㎡以上の場合に適用される「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成21年京都府条例第21号）」（以下「京都府条例」という。）により、３０００㎡近くの盛土については、

高く盛られ一部崩れている盛土

精華町健康福祉環境部
環境推進課環境保全係
八木　雅斗

保健所と協力して、指導してまいりました。

しかしながら、３０００㎡未満の土砂の埋立てに係る条例がないことから指導には限界があり、令和４、５年には大規模な土砂の堆積事案に関して問題が発生してしまい、土砂等の規制が急務になっていました。また、令和４年５月に「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）に改正され、令和５年５月から施行されましたが、規制区域の指定にはまだ時間が掛かる状況でした。このような背景から、精華町では「精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」（以下「精華町土砂条例」という。）を制定し、令和６年３月29日の公布に至りました。

３　条例の内容、条例に基づいた取組

本条例は、京都府条例の規制が及ばない３０００㎡未満の土砂等の埋立てに関する問題に対応し、不適正な土砂等の埋立てを規制することを目的としています。本条例の特徴は次のとおりです。

（１）面積規制の下限なし（施行規則において小規模なものは適用除外としています。）

全ての土砂等による土地の埋立て等が規制となり、違法な土砂等の盛り土があった場合には、小規模な土砂の堆積のうちに行政指導や強制的な事業停止を行うことができ、不適正な土砂等による埋立て等に対して、速やかに対応を行うことができます。

（２）周辺地域への説明及び町との事前協議を義務付け

努力規定ではなく義務規定とすることで、事業による紛争や苦情等を未然に防止します。

（３）施工管理者の配置を規定

事業を施行する場合は、事業区域及びその周辺地域の生活の安全の確保及び生活環境の保全並びに土砂等による災害の防止のために、施工管理者を置くことを許可の条件としています。

（４）土砂等の土質基準を規定

土地の埋立て等に用いることのできる土砂等の基準を設けることで、埋立て等に適さない土砂等による埋立て等を防止します。

（５）土砂搬入届を規定

埋立て等を開始後、許可を受けた土砂等の採取場所ごとに、当該採取場所から初めて事業区域内に土砂等を搬入しようとする前に搬入届を提出します。これにより、許可事業者及び町が事前に土砂等が汚染土砂等に該当するかを確認することができ、搬入後のリスクを軽減します。

（６）名義貸しの禁止を規定

名義貸しが違反行為であることを明確にしています。当該違反行為は、無許可や措置命令違反と同等であり、この条例で規定されている一番重い量刑となる罰則も規定されています。

（７）土地所有者の義務を規定

事業の同意をした土地所有者等が、基本的な責務を果たすため許可事業者が行う埋立て等に対する監視義務を負う者として事業が行われている期間中、自ら現場を確認して状況を把握し、異状があった場合は許可事業者に対して停止や対策を求め、町に通報しなければならないこととしています。

４　条例に基づいた取組

精華町では、本条例に基づき、以下の取組を実施しています。

・条例の周知：町民や事業者に対して、条例の内容や手続きについて周知を行っています。
・監視体制の強化：土砂等の埋立て等の状況

を監視する体制を強化し、不適正な行為の早期発見に努めています。

・関係機関との連携：警察や保健所などの関係機関と連携し、情報共有や合同での監視活動を行っています。

早期に指導することで是正に至ったケースもありますが、一方で改善が進まず是正に至っていないケースもあり、特に土砂崩落のおそれなどがある場合は、崩落防止の措置や粉塵の飛散防止措置などを優先して指導を行うとともに、併せて新たな土砂の搬入をさせないためにもパトロールを継続するなど、是正に向けた改善指導を進めています。

5　今後の展望

今後、盛土規制法による規制区域が指定されることで同法に基づく京都府の指導が中心となってくると考えていますが、精華町としても京都府と連携し、引き続き土砂等の適正な管理を推進し、町民の安全・安心な生活環境を守っていきたいと思います。

今後は、条例の運用状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、関係機関との連携を強化し、より効果的な対策を講じていきたいと思います。

図表　土砂等による土地の埋立て等に関する事務手続き

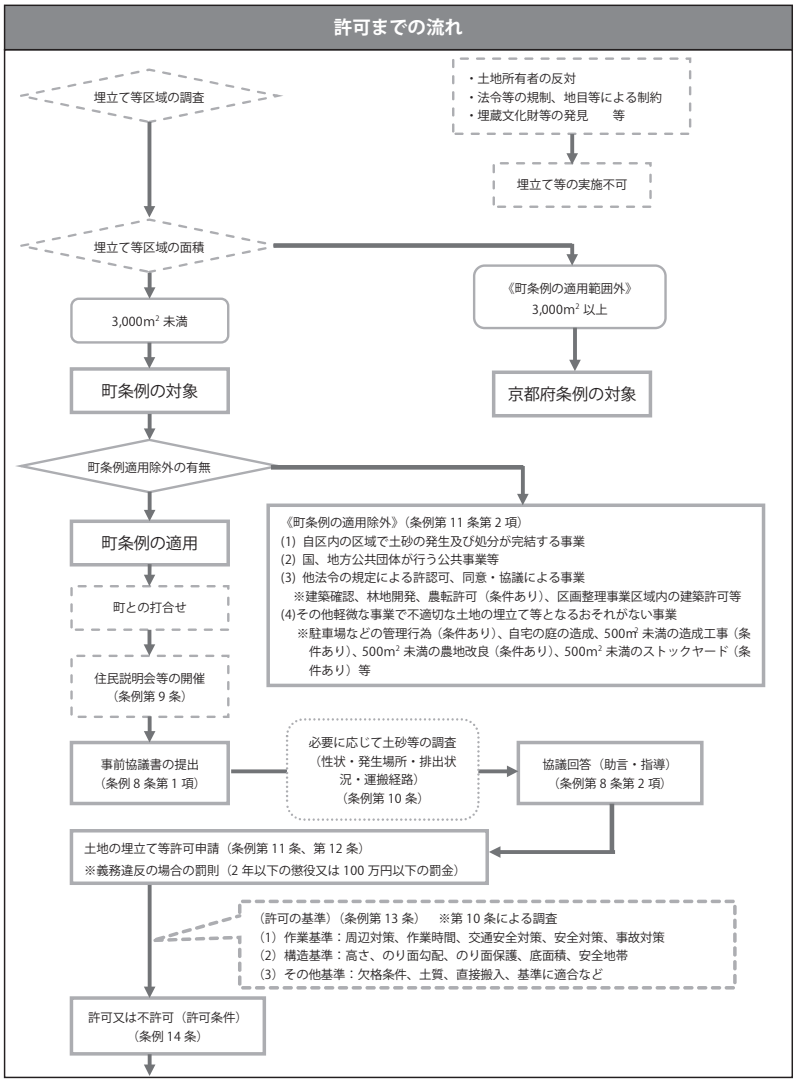

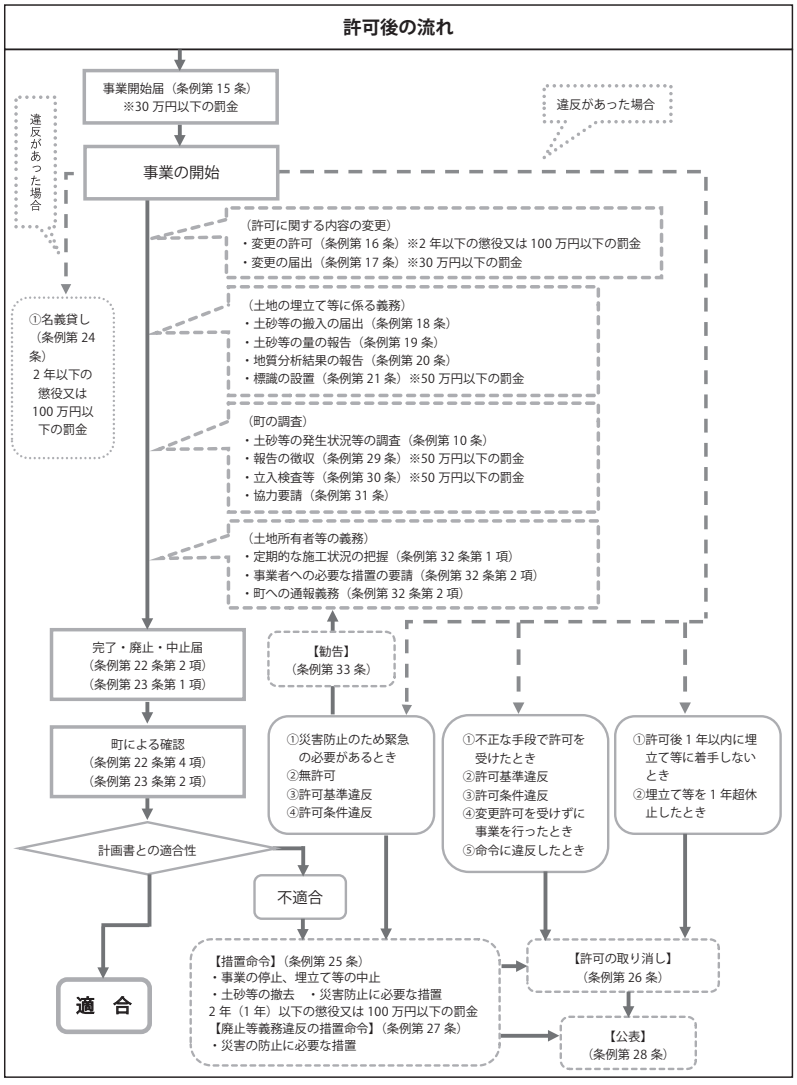
許可後の流れ
事業開始届（条例第 15 条）
※30 万円以下の罰金
違反があった場合
事業の開始
違反があった場合
（許可に関する内容の変更）
・変更の許可（条例第 16 条）※2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
・変更の届出（条例第 17 条）※30 万円以下の罰金
①名義貸し（条例第 24 条）
2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
（土地の埋立て等に係る義務）
・土砂等の搬入の届出（条例第 18 条）
・土砂等の量の報告（条例第 19 条）
・地質分析結果の報告（条例第 20 条）
・標識の設置（条例第 21 条）※50 万円以下の罰金
（町の調査）
・土砂等の発生状況等の調査（条例第 10 条）
・報告の徴収（条例第 29 条）※50 万円以下の罰金
・立入検査等（条例第 30 条）※50 万円以下の罰金
・協力要請（条例第 31 条）
（土地所有者等の義務）
・定期的な施工状況の把握（条例第 32 条第 1 項）
・事業者への必要な措置の要請（条例第 32 条第 2 項）
・町への通報義務（条例第 32 条第 2 項）
完了・廃止・中止届
（条例第 22 条第 2 項）
（条例第 23 条第 1 項）
【勧告】
（条例第 33 条）
町による確認
（条例第 22 条第 4 項）
（条例第 23 条第 2 項）
①災害防止のため緊急の必要があるとき
②無許可
③許可基準違反
④許可条件違反
①不正な手段で許可を受けたとき
②許可基準違反
③許可条件違反
④変更許可を受けずに事業を行ったとき
⑤命令に違反したとき
①許可後 1 年以内に埋立て等に着手しないとき
②埋立て等を 1 年超休止したとき
計画書との適合性
不適合
適　合
【措置命令】（条例第 25 条）
・事業の停止、埋立て等の中止
・土砂等の撤去　・災害防止に必要な措置
2 年（1 年）以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
【廃止等義務違反の措置命令】（条例第 27 条）
・災害の防止に必要な措置
【許可の取り消し】
（条例第 26 条）
【公表】
（条例第 28 条）